

問い合わせ先
県土マネジメント部建設産業課
公共工事契約管理係
0742-27-7425

令和7年度 第2回奈良県入札監視委員会(定例会議) 会議録要旨

開催日時	令和7年11月6日 14:00~16:00		
開催場所	修徳ビル 中会議室		
出席委員	委員長 仁木 恒夫 委員 熊谷 礼子 西田 尚造 庄田 尚代		
審議対象期間	令和7年4月1日～令和7年7月31日		
事務局等からの報告	○審議対象期間中の総契約件数、入札参加停止措置状況について説明		
審議案件数	5 件	(備考)	
うち一般競争入札	4 件		
うち指名競争入札	0 件		
うち随意契約	1 件		
審議の結果	抽出案件については、不正を疑わせる内容は確認できず、概ね妥当であると考える。		
委員会による意見具申等			
その他			
抽出案件に対する委員からの質問等	発注機関等の回答等		
案件1 寺川 佛生橋上部工事（特定都市河川（河川改修）他）			
入札参加条件合致業者数は47者あるが、参加申込者が4者と少ない理由はあるか。	本工事は通常の橋梁工事よりも規模が小さく、橋梁工事の中では比較的金額が低いため参加申込者が少なかったと考えられる。		

低入札価格調査基準価格未満の価格で入札した1者について、低入札価格調査基準価格未満で入れた理由はどのようなものと考えられるか。	受注に向けた積算を行った結果低入札価格調査基準価格未満での入札になったと思われるが、低入札価格調査意向確認書を提出しなかったため、詳細な理由までは追及できていない。
低入札価格調査の意向確認について、他の案件においても意向確認書が提出されなかつたり、辞退届を提出された案件は多いのか。	低入札価格調査基準価格を事後公表としている案件は、総合評価落札方式を適用する工事のみである。令和6年6月から令和7年5月までに公告した総合評価落札方式の工事は296件であり、そのうち191件の工事において低入札価格調査基準価格未満の入札あった。応札者数延べ2292者、低入札価格調査基準価格未満での入札者は568者あったが、そのうち556者が低入札価格調査を辞退した。
低入札価格調査基準価格未満で入れた業者について、調査意向確認書や辞退届を出さないということもあるか。	低入札価格調査を受ける意向がある場合は、入札時に入札内訳書に「低入札価格調査意向確認書」を添付のうえ提出することになっている。ただし、開札後に入札価格と予定価格に乖離があった場合等、調査を辞退することも可能である。入札時に低入札価格調査を受ける意思表示がなければ、低入札価格調査基準価格未満で入札した場合に失格となる。
案件2 淨化センター西ポンプ棟他屋上防水更新工事(防災・安全交付金事業)	
入札参加条件合致業者数は37者あるが、令和4年度は応札者なし、令和5年度は1者応札とのことで、過去も参加合致業者数に対して入札者が少なかったのか。	業者が屋上防水工事自体の採算性がよくないと判断し、結果的に入札者が少なかった可能性が考えられる。
参加申込者5者のうち、2者が入札参加しなかつた理由は把握しているか。	電子入札システム上参加しなかつた理由はわからず、また、個別に業者に聞き取りは行っていない。
低入札価格調査基準価格未満で入札した業者が2者いるが、採算を見込んでいた可能性はないか。また、低入札価格調査基準価格の設定は適正であったか。	低入札価格調査基準価格は奈良県の基準から積算し設定している。低入札価格調査基準価格未満で入札した業者2者の内1者は、入札時から低入札価格調査意向確認書を提出しなかつたが、もう1者は低入札価格調査基準価格に近い金額で入札している。低入札価格調査を受け、契約に至った場合、前金払いが請負代金の10分の2以内になり、また、品質管理のために工事施工中はモニターカメラを設置しなければならない等、業者の負担が大きくなるため、辞退したと考えられる。

低入札価格調査基準価格を1円でも下回つていれば、前払金の割合が減ったり工事現場にカメラを設置しなければならない等、業者の負担もある。品質確保の観点もあるが、当該調査を連続的に考えることはできるか。	国の制度や取組に沿って、品質管理のためのボーダーラインとして奈良県の低入札価格調査基準価格を設定し、低入札価格調査基準価格未満で入札した者と契約する場合の取扱いを設定する必要がある。
--	---

案件3 畠傍高校トイレ環境改善整備工事

他の高校のトイレ環境改善整備工事と同時期に発注し、いずれの工事も1者入札で高落札率となっている。また、それぞれの工事の入札者が異なっていることから、業者間で受注調整がされていないかという視点が必要であると考えられる。今後も同様の工事が予定されているのであれば工夫は可能か。	設備工事の技術者不足、資材価格の高騰によって、予定価格自体も高くなっているが、低入札価格調査基準価格以上予定価格未満での入札であり、適正な落札であったと考えられる。本工事は、管工事業の建設業許可に紐付く暖冷房衛生設備の入札参加資格を有することを条件とし発注した。この入札参加資格業種の設定は、工事内容に占める工事の割合が一番多い工種としている。今後の工事については、本入札結果を踏まえ、工事発注の平準化の実施、高校の所要工期や現場状況を踏まえて発注時期を調整する等の工夫をしたいと考えている。
--	--

案件4 重要文化財 長谷寺本坊大講堂 素屋根建設工事

入札参加条件合致業者が5者と少ないが、技術者不足や実績不足等から今後入札に参加できる業者数が減少することもあるか。	各業者の内情についてはわからないが、文化財建造物の他の工事については、本入札に参加しなかった業者が入札に参加している状況である。
入札参加者2者のうち、入札金額が高いが実績が評価されている業者が落札されている。実績が少ない業者は落札できず更なる実績を積めないのでないか。	本工事は比較的規模の大きな仮設工事であったが、本工事より小規模の工事で経験を積んでいる業者もある。また、共同企業体の構成員として規模の大きな工事の実績を積むことも可能であると考えられる。
入札参加者2者で工事実績に大きな差があったが、入札参加条件合致業者3者それぞれも実績の差はあるか。	工事成績評定点等、工事に応じて担当課に実績を照会しているため、3者の工事実績を把握はしていない。

案件5 一般国道168号 法面対策工事(道路復旧緊急対策事業)

落札率が高い理由の一つとして、業者の積算精度が高かったと考えられると説明があつたが、具体的にどういうことか。	随意契約の場合、予定価格は非公表で見積もり合わせを行うが、奈良県の入札契約制度が変わる中業者の積算能力が高まっていると考えられる。また、業者が当該路線の緊急維持業務を担当し、現場条件等についても精通し経験も豊富であることから、県が積算した予定価格に近い金額で積算できたため、3回目の見積書提出の結果として落札率が高くなつたと考えられる。
--	--